

平成 27 年 4 月 27 日 策定
平成 29 年 6 月 27 日 改定
令和 5 年 6 月 30 日 改定
令和 8 年 6 月 29 日 改定

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

尾鷲市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 尾鷲市全域

1) 現況

本地域は、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源かん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮しているが、担い手の高齢化、減少等で耕作放棄が増加することにより、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されており、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る必要がある。

2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	天満地区	法第 3 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる事業
②	向井地区	法第 3 条第 3 項第号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象地域及び対象農用地

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域、半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域に該当する地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 尾鷲市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：畑（草地含む。）10%以上）

(2) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

1) 認定農業者に準ずる者とは、尾鷲市の農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた担い手に準じるなど地域の実情に合わせて尾鷲市長が認定する者とする。

6 施行及び適用開始日

この計画は、三重県知事が同意した日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この計画は、三重県知事が同意した日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この計画は、三重県知事が同意した日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この計画は、三重県知事が同意した日から施行し、令和8年4月1日から適用する。